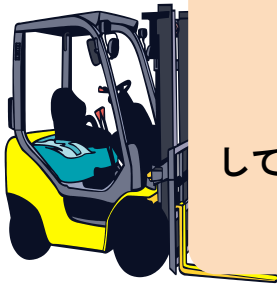


ご存知ですか？

## フォークリフトの公道走行 は、一定の要件が必要です。

荷物の下にフォーク形の腕を差し込んで上げ下げする装置をつけた運搬用自動車、所謂「フォークリフト」は、本来、構内（私有地）における作業用として製作されたものですので、一定の要件が充足されなければ、公道の走行はできません。



- 一定の要件とは、
- 必要な運転免許を取得
  - 道路運送車両法の保安基準に規定された装置を設置
  - 自動車等の登録が行われ、番号標等を表示
  - 自賠責保険に加入していること。

	構造		必要免許	条件
大型特殊自動車	カタピラを有する自動車 <small>で</small> 小型特殊以外のもの		大型特殊	車検 自動車登録番号標 自賠責保険への加入
小型特殊自動車	長さ 4.7m以下 幅 1.7m以下 高さ 2m以下	速度15km/h以下の構造	「小型特殊」以上で「原付」のみは不可	課税標識 自賠責保険への加入

公道走行上のルールを守らなければ、こんな違反が成立します！

態 様	該 当 違 反
自賠責・ナンバーなし(大特)	車両法違反(無登録等)・自賠責法違反
自賠責・ナンバーなし(小特)	自賠責法違反
必要免許証なし	道交法違反(無免許運転)
荷物を積んでの公道走行	道交法違反(乗車積載方法違反)
公道でのけん引	道交法違反(けん引制限違反)
作業灯等点灯走行	道交法違反(整備不良違反)

### 事業者の皆さん

**フォークリフトに荷物を積んで公道を走行することはできません！  
荷物の積卸は私有地内で行い、道路では絶対に行わないでください！**